

15. 03

**優先権主張を伴う商標登録出願に関する
標準文字の「商標の一致」の判断について**

優先権の基礎となる第一国出願又は優先権主張を伴う我が国への出願が標準文字によるものである場合の「商標の一致」に関する判断は、第一国出願が標準文字によるものであるか否かにかかわらず、優先権証明書に表示された商標と我が国への出願の願書に記載された商標（我が国への出願が標準文字による場合は標準文字に置換して現された商標）を対比して行うものとする。

(説明)

優先権を主張して我が国へ商標登録出願するものの中には、優先権の基礎となる第一国出願が標準文字によるものである場合もあり得る。しかし、当該第一国の標準文字と我が国の標準文字とでは、標準文字として認める文字の範囲や態様が異なることから、我が国への商標登録出願が標準文字によるものである場合にも、第一国出願が標準文字によるものであることを「商標の一致」の条件とすることはできない。

一方、我が国への商標登録出願が標準文字によるものである場合には、商標登録出願に係る商標は、願書に記載されたものでなく、標準文字に置き換えて現されたもの（[基準第4\(第5条\)](#)の3.)である（商第12条の2第2項第3号、商第18条第3項第3号、商第27条第1項参照）。

したがって、優先権主張に関する「商標の一致」の判断は、優先権の基礎となる第一国出願が標準文字によるものであるか否かにかかわらず、優先権証明書に表示された商標をもとに行うことを前提に、我が国への商標登録出願が標準文字によらない場合は願書に記載された商標と対比して、また、我が国への商標登録出願が標準文字による場合は標準文字に置き換えて現された商標と対比して、それぞれ判断することとしたものである。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)